

ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進方針

(平成25年10月5日 ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進本部)

1 運動の趣旨

平成25年3月に策定した「ふくしま農林水産業新生プラン」(以下、「新生プラン」という。)は、本県農林水産業・農山漁村が東日本大震災及び原子力災害から復興・再生を成し遂げ、以前よりも豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村を創造し、若い世代に引き継いでいくことを目指している。

新生プランの推進にあっては、農林漁業者をはじめ多くの県民が避難生活を強いられ、農地や森林、漁場等が放射性物質に汚染され、風評が払拭されないなど、本県農林水産業がおかれた現状をしっかりと見据えた上で、安全・安心な農林水産物の提供、被災した農林漁業者の経営再開、地域をリードする経営体の育成、担い手への農地集積等による力強い農業構造の実現、豊かで魅力ある農山漁村の形成、農林水産物の生産力の回復と高品質・高付加価値化、風評の払拭、県民の県産農林水産物の利用拡大、環境と共生した農山漁村の活性化等に取り組んでいくことが必要である。

このため、生産者自らの積極的な取組はもとより、生産から流通・消費に至る様々な立場の人々が一体となり、その思いと力を一つにして取り組む新たな運動を展開する。

2 運動の名称

新生プランの基本目標は、「“いのち”を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの『食』と『ふるさと』」である。

これは、ふくしまの未来を見据え、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興により、東日本大震災と原子力災害を乗り越え、ふくしまの将来を担う子供達に「食」と「ふるさと」をしっかりと引き継いでいくことであり、「一人一人が復興に向けて歩んでいこう」、「ふくしまから新しい流れを創っていこう」という未来への意志を込めたスローガン「ふくしまから はじめよう。」と理念を共有するものである。

このため、本運動の名称は「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」とする。

3 運動の内容

本県農林水産業の復興・再生を加速させるためには、安全で安心な農林水産物の提供を進め、本県農林水産業の生産性を高め、農林漁業者の所得を増加させることが基本となる。そのため、食の安全・安心の確保と力強い農林水産業の構造強化を図っていくことを運動として取り組むこととする。

また、原子力災害に伴う本県農林水産物の風評を払拭するためには、PR活動等を強化し、本県農林水産業・農山漁村の復興・再生に向けた取組状況などを、県内外さらには全世界に向けて発信することが重要である。特に、消費者の安全・安心に関する幅広い理解と県民総ぐるみで県産農林水産物の消費拡大を図る地産地消や食育を強く推進するとともに、農林漁業者の所得向上や地域の活性化のため、地域産業6次化、観光産業をはじめとする他産業との連携強化等を運動として取り組むこととする。

加えて、県内外の消費者や流通業者等に本県の農林水産業が復興・再生に向けて前向きに進んでいるという確かなイメージを持ってもらうと同時に、農林漁業者の自信と誇りを取り戻すため、各種取組や頑張る農林漁業者等の姿を広く発信していくことを運動として取り組むこととする。

以上の取組を力強く推進していくため、「食の安全・安心運動」、「生産再生運動」、「風評払拭・消費拡大運動」、「情報発信運動」の4つの運動を展開し、県民一体となって本県農林水産業の復興・再生を加速することとする。

(1) 食の安全・安心運動

ア 安全対策の徹底による食の安全確保

消費者から信頼される安全な農林水産物の検査体制の強化を図るとともに、農林漁業者が安全な農林水産物を生産する取組を推進する。

イ 消費者の食への安心感の醸成

店頭などにおいて県産農林水産物の安全対策等について分かりやすく提供するなど、消費者の食への安心感につなげる。

(2) 生産再生運動

ア 力強い農林水産物の生産体制の確立

地域の農林水産物を支える意欲ある担い手の育成や生産基盤の整備、農地の集積などを通じて、力強い農林水産物の生産体制を確立するための取組を推進する。

また、森林づくり活動と沿岸漁業の再開に向けた取組を着実に推進する。

イ ふくしまブランドの回復・強化

本県農林水産物を牽引する米を始めとする「ふくしまの恵みイレブン」品目などについて、作付拡大や県オリジナル品種の活用などによりふくしまブランドの回復・強化を進める。

(3) 風評払拭・消費拡大運動

ア 消費者の県産農林水産物に対する理解促進

放射性物質検査結果や生産履歴の見える化などを通じて、食の安全・安心に関する消費者の理解を促進する取組を推進する。

イ 地産地消等による県産農林水産物の消費拡大と食育の推進

県内消費者が県産農林水産物を愛用する地産地消を推進する。

また、学校や公共施設等における県産農林水産物の利用や農林水産物とのふれあい、さらには、地域産業6次化の推進、観光産業等と連携して県内外の消費者に「来て・見て・食べて」もらう取組の展開などにより、農林水産物の消費拡大と食育を推進する。

(4) 情報発信運動

ア 県内外への情報発信

農林漁業者等の自信や誇りを取り戻し、消費者の県産農林水産物に対する正しい理解の増進につなげるため、各種広報媒体を活用して運動の取組状況や頑張っている農林漁業者の姿など農林水産物に関する情報を県内外に広く発信する。

また、各種イベントや県民等との交流の場において、関係機関・団体等が連携し、消費者や流通業者等さまざまな方々との交流と理解を深める取組を推進する。

イ 世界へ向けた情報発信

本県農林水産物に関する情報の多言語化を図るなど海外に向けて戦略的に発信し、本県農林水産物に対する理解を醸成し、輸出を促進する取組を推進する。

4 運動の推進体制

(1) 推進本部

運動を効果的かつ円滑に推進するため、農林水産関係団体、商工業関係団体、消費者関係団体、国、市町村、県等で構成する推進本部を設置する。

(2) 地方推進本部

地方の実情に応じた運動の推進を図るため、県農林事務所ごとに、農林水産関係団体、商工業関係団体、消費者関係団体、市町村、県等で構成する地方推進本部を設置する。

5 運動の実施期間

この運動の期間は、新生プランの計画期間に合わせ、平成25年度から平成32年度までとする。